

第4次いわき市障がい者計画

【基本理念】 「すべての市民が、相互に人格と人権を尊重し、支え合いながら、ともに生きる社会の実現」

【基本目標】

- 1 全ての市民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであること。
- 2 全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること。
- 3 可能な限り、その身近な場所において必要な支援を受けられること。
- 4 社会参加の機会を確保すること。
- 5 どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 6 社会的障壁を除去すること。

計画における4つの視点

【視点1】

アクセシビリティの向上

- (1) 「共に生きる社会」の理念普及
- (2) コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実
- (3) 障がいを理解するための福祉教育の推進
- (4) 住宅、建築物等のバリアフリー化の推進
- (5) 就業支援及び生活支援施策の推進

【視点2】

障がい者の自己決定の尊重及び当事者本位の総合的な支援

- (1) 障がい福祉サービス等に係る情報提供の充実
- (2) 当事者本位の相談支援、生活支援体制の整備
- (3) 障がい者ケアマネジメント体制の確立
- (4) 権利擁護、成年後見制度に関する啓発及び推進
- (5) 「個別の教育支援計画」を活用した特別支援教育の推進

【視点3】

障がいの種別、程度等を考慮した総合的なサービスの提供

- (1) 障がい福祉サービス等の充実
- (2) 障がいの早期発見・早期療育の充実
- (3) 障がいの原因となる疾病等の予防
- (4) リハビリテーションと医療の充実
- (5) 障がい特性に応じた地域保健事業の充実

【視点4】

関係機関、計画、施策との相互の緊密な連携

第4次障がい者計画は、『新・いわき市総合計画』を踏まえながら、『いわき市地域福祉計画』、『高齢者保健福祉計画』、『新・いわき市子育て支援計画後期行動計画』、『健康いわき21』等の本市の関連する諸計画と連携し、保健福祉をはじめとする様々な分野にわたる障がいのある方に関する施策を総合的に推進するための計画として策定します。

6つの施策分野

啓発・広報

各分野に位置づけられる施策の基本的方向性

- ア 「共に生きる社会」の理念普及
- イ 障がい特性に配慮した一層の理解促進
- ウ 多様な媒体を活用した啓発・広報の推進
- エ 障がいを理解するための福祉教育の推進
- オ 障がい福祉サービス等に係る情報提供の充実
- カ ボランティア活動の推進
- キ 権利擁護、成年後見制度に関する啓発及び推進

生活支援

- ア 当事者本位の相談支援、生活支援体制の整備
- イ 障がい者ケアマネジメント体制の確立
- ウ 障がい福祉サービス等の充実
- エ 地域移行の推進
- オ 障がい者スポーツ、文化芸術活動の振興
- カ コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実

保健・医療

- ア 障がいの早期発見・早期療育体制の一層の充実
- イ 障がいの原因となる疾病等の予防
- ウ リハビリテーションと医療の充実
- エ 精神保健福祉の推進
- オ 障がい特性に応じた地域保健事業の充実

生活環境

- ア 住宅、建築物等のバリアフリー化の推進
- イ 地域における暮らしの場の確保
- ウ 施設等における安全体制の確保
- エ 災害発生時における支援体制の確保
- オ 地域における日ごろの防災、防犯体制の推進

教育・育成

- ア 一貫した療育支援体制の充実
- イ 障がい児保育、特別支援教育充実のための人材育成
- ウ 「個別の教育支援計画」を活用した特別支援教育の推進
- エ 社会的及び職業的自立の促進
- オ 生涯学習活動の充実

雇用・就業

- ア 就業支援及び生活支援施策の推進
- イ 多様な就労の場の確保
- ウ 一般就労への移行促進の支援体制の充実
- エ 福祉的就労の充実

第4期いわき市障害福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条に基づき、国が定めた基本指針に則して、本市における障害福祉サービス、障害児通所支援及び相談支援並びに地域生活支援事業を提供するための体制の確保が、総合的かつ計画的に図られるようにするために策定。

障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に定める障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（市町村障害福祉計画）として、現在、本市において、『第3期障害福祉計画』（平成24年度～26年度）を策定していますが、第3期障害福祉計画の最終年度と『次期（第4期）障害福祉計画』（平成27年度～29年度）の3年間の合計4年間分について、本障がい者計画の前期4年間（平成26～29年度）の障害福祉サービス等の提供に係る実施計画として位置づけ。

障害福祉サービス等（活動指標）

市民啓発事業
自発的活動支援事業
成年後見制度利用支援事業
成年後見制度法人後見支援事業
点字広報・議会だより発行事業
手話奉仕員養成研修事業
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

居宅介護等
生活介護
自立訓練
短期入所
施設入所支援
計画相談支援
地域移行支援
地域定着支援

相談支援事業
意思疎通支援事業
日常生活用具給付等事業
手話奉仕員養成研修事業（再掲）
移動支援事業
地域活動支援センター事業
訪問入浴サービス事業
点字指導員派遣事業
日中一時支援事業
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業（再掲）
登録手話通訳者等養成研修事業
障害児（者）地域養育支援事業
児童発達支援センター地域支援機能強化事業

療養介護
児童発達支援
放課後等デイサービス
保育所等訪問支援
障害児相談支援
障害児（者）地域養育支援事業（再掲）

共同生活援助
計画相談支援（再掲）
地域移行支援（再掲）
地域定着支援（再掲）
知的障害者福祉ホーム

児童発達支援
放課後等デイサービス
保育所等訪問支援
障害児相談支援
障害児（者）地域養育支援事業（再掲）
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業（再掲）

就労継続支援
就労移行支援
更生訓練費給付事業

成果目標

【成果目標1】

施設入所者の地域生活への移行

- 地域生活移行者の増加
- 施設入所者の削減

【成果目標2】

障害者の地域生活の支援

- 地域生活支援拠点の整備

【成果目標3】

福祉施設から一般就労への移行

- 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加
- 就労移行支援事業の利用者の増加
- 就労移行支援事業所の就労移行率の増加

【成果目標4】（※福島県が策定）

入院中の精神障がい者の地域生活への移行

- 入院後3ヶ月時点の退院率の上昇
- 入院後1年時点の退院率の上昇
- 在院期間1年以上の長期在院者数の減少